

学校法人会計に関する作成・提出書類（令和 7 年度以降の変更点）

< R 7 年度～ >

改正私立学校法第101条～第107条

作成 （全ての学校法人）
○会計帳簿
○成立の日における貸借対照表
○計算書類（貸借対照表及び 収支計算書）
○計算書類の附属明細書
○事業報告書
○事業報告書の附属明細書
○財産目録

新学校法人会計基準

作成 （全ての学校法人）
○会計帳簿
○計算書類 ・貸借対照表 ・事業活動収支計算書 ・資金収支計算書 ・資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書（※会計監査人非設置知事所轄学校法人は省略可） （注記事項） セグメント情報、子法人に関する事項 他
○附属明細書 ・固定資産明細書 ・借入金明細書 ・基本金明細書（※会計監査人非設置知事所轄学校法人（高等学校設置法人を除く）は省略可）
○財産目録

「収益事業会計」については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成

改正私立学校振興助成法第14条

作成 （助成対象学校法人）	所轄庁への提出 （助成対象学校法人）
○収支予算書	①（私立学校法第103条第2項に規定する）計算書類及びその附属明細書
	②監査報告
	＜会計監査人非設置法人＞（＊） 所轄庁の定めるところにより公認会計士等が①の計算書類及びその附属明細書について行った監査に係る監査報告
	（※ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは不要）
	＜会計監査人設置法人＞（＊） （私立学校法第86条第2号に規定する）会計監査人の会計監査報告
	③収支予算書

（＊）会計監査人・・・改正私立学校法第四款に規定する会計監査人をいう。

私立学校振興助成法施行規則第2条

所轄庁への提出 （助成対象学校法人）
（私立学校振興助成法に基づく提出書類に添付）
①事業活動収支内訳表
②資金収支内訳表
③人件費支出内訳表
④公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

< 現行（R 6 年度決算まで） >

現行私立学校法第47条

作成 （全ての学校法人）
○財産目録
○貸借対照表
○収支計算書
○事業報告書

現行学校法人会計基準

作成 （助成対象学校法人）
○計算書類 ・資金収支計算書 ・資金収支内訳表 ・人件費支出内訳表 ・資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書（※知事所轄学校法人は省略可）
・事業活動収支計算書 ・事業活動収支内訳表
・貸借対照表 ・固定資産明細表 ・借入金明細表 ・基本金明細表（※知事所轄学校法人（高等学校設置法人を除く）は省略可）
○収益事業会計の計算書類

現行私立学校振興助成法第14条

作成 （助成対象学校法人）	所轄庁への提出 （助成対象学校法人）
○貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類	①貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類
	②所轄庁の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書
	（※ただし、補助金の額が寡少であって、所轄庁の許可を受けたときは不要）
	③収支予算書

